

日本労働年鑑 第53集 1983年版
The Labour Year Book of Japan 1983

第三部 労働政策

II 雇用政策

1 雇用動向と政府の雇用政策

3 公共職安と職業訓練

公共職安の監察結果

一九八〇年末現在、公共職業安定所およびその関連機関の配置数は、公共職業安定所(一般)四七四カ所、出張所一三〇カ所、分庁舎四六カ所となっており、職員数は一万三一二人となっている。八一年九月、行政管理庁は、「雇用対策に関する行政監察結果に基づく勧告」を発表し、そのなかで公共職業安定所の業務実施体制につき、種々な勧告をおこなったが、その要点は、(1)現在の公共職業安定所(一般)の配置は、昭和二二年発足以降一九カ所の増設となっているが、管轄区域内の状況変化、公共職安の機能の変化に対応した見直しおよびその整理統合が十分おこなわれていない、(2)職員の配置が、通勤圏の拡大、雇用構造の変化等による労働市場の変化に対応していない、(3)リアルタイム求人情報提供業務が十分に活用されていない、(4)雇用管理の改善に関する指導・援助業務の一部については実績があがっていない、(5)公共職業安定所間の広域職業紹介ネットワークがまだ十分に整備されていない、(6)雇用情報の収集業務がより充実される必要がある、のごとくであった。なお、労働省は、行政管理庁の監察と並行して、公共職業安定所の再編と整備をはじめた。

雇用関係各種給付金の整理・統合

一九八一年二月一二日、労働省は第九四回通常国会に「雇用に係る給付金等の整備充実を図るための関係法律の整備に関する法律」案を提出した。同法律案は、国会を通過し、四月二五日、法律で公布された。この法律の中心的な内容は、従来雇用関係各種給付金については、制度が複雑多岐にわたり、理解が困難になっているという問題が指摘されていたが、この問題に対応すると同時に、雇用関係各種給付金と職業訓練関係各種給付金の体系を今後の雇用対策ニーズに適合させようとするもので、つぎの図に示すような整理・統合と名称の変更がおこなわれた(第8図・第9図)。

公共職業訓練の実施状況

八一年四月一日現在、公共職業訓練の施設数は合計三九五校で、その内訳は都道府県立職業訓練施設二八七校、雇用促進事業国立職業訓練施設九一校、国立身体障害者職業訓練校一二校、職業訓練大学校一校、市町村立職業訓練校四校、となっている。同じく八一年四月一日現在の訓練生数は、養成訓練生四万九五五五人、能力再開発訓練生七万三五三四人、成人職業訓練生一五万九三三〇人、指導員訓練生七一一八人、身体障害者訓練生二五七〇人で、合計二九万二一〇七人で、前年よりも二万九六六〇人(対前年比九・六%)ほど増加している。成人職業訓練の

増加が顕著であり、成人職業訓練生に、能力再開発訓練の訓練生を合計すれば、事実上の成人訓練の訓練生は二三万二八六四人となり、前年よりも二万三六三二人(一・三%)ほど増加した。

第三次職業訓練基本計画

労働省は、八一年四月一日、八一年から八五年までの五カ年を計画期間とする職業訓練基本計画を策定した。計画は、第一部「総説」、第二部「労働力需給の動向」、第三部「職業訓練及び技能検定の実施目標と基本的施策」の三つの部分に分かれているが、新しい施策としては、有給教育訓練休暇奨励給付金の制度を定めたことが注目される。これは、労働者に職業に関する教育訓練を受けるための有給休暇を与える事業主にたいして支給されるもので、支給額は、労働者一人につき一日一八八〇円(大企業の場合は一四一〇円)で、当該休暇期間中(労働者一人につき一〇日を限度とする)支払うことにしている。給付金額と支給期間からして実効性には疑問があるが、日本の職業訓練システムのなかにも、有給教育訓練休暇制度が登場したことは注目に値するといえよう。第三次職業訓練基本計画について他に特筆すべきことは、第三次産業むけの職業訓練の重要性を強調していることであり、この点については、専修学校、各種学校との連携を重視している。

日本労働年鑑 第53集 1983年版

発行 1982年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月4日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1983年版(第53集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
